

郡山市職員乳がん検診実施要領

(対象者及び実施回数)

第1条 対象者は、郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める職員（ただし、規則第20条第3項の各号に掲げるものを除く。）で、40歳以上の女性とする。

2 実施回数は2年に1回とし、年度内の到達年齢が偶数の年に実施する。

(実施期間)

第2条 実施期間は、別に定める。

(検診方式及び受診方法)

第3条 検診は、施設検診とする。

2 検診は、郡山市(以下「甲」という。)が一般社団法人郡山医師会(以下「乙」という。)に委託し実施するものとする。

3 受診者は、乙が指定する乳がん施設検診委託医療機関（以下「実施機関」という。）で受診する。

(検査項目)

第4条 検査項目は以下の各号に掲げる項目とする。

- (1) 問診：家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。
- (2) マンモグラフィ撮影：両側乳房について内外斜位方向撮影を行い、40歳以上50歳未満の対象者については、頭尾方向撮影も併せて行う。
- (3) 読影：二人以上の医師によるダブルチェックとする。

(検診結果の報告及び通知)

第5条 乙は、読影終了後速やかに結果を市に送付するものとする。

2 規則に定める総括安全衛生管理者は、乳がん検診結果通知書により速やかに受診者へ通知するものとする。

(事後管理)

第6条 精密検査の対象者は、乙が指定した医療機関で受診するものとする。

2 精密検査の対象者で未受診者については、規則第11条に規定する衛生管理者が状況に応じ受診について指導するものとする。

(委託契約)

第7条 委託料は、1人当たりの単価契約とする。

2 委託契約及び契約単価については、別に定める。

(委託料の請求及び支払い)

第8条 乙は、実施期間終了後速やかに、「乳がん施設検診請求書」及び「乳がん検診結果内訳完了書」により、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は、乙が指定する金融機関に口座振替により支払うものとする。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、乳がん検診の実施に関し必要な事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。